
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **年金会計のリサーチ（混合型制度）**

本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 7 月に開催される会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議における年金会計のセッションに関する資料の概要及び ASAF 会議への対応（案）を説明するとともに、ご意見をいただくことを目的としている。

ASAF 会議資料の概要

背景

2. 伝統的な確定拠出制度でも伝統的な確定給付制度でもない新しい年金制度（例えば、混合型制度）は、制度運営者（企業）が負担するリスクが低減されるため、より広く普及が進んでいる。
3. 国際財務報告基準（IFRS）と各国における自国基準双方で課題が生じており、制度運営者が負う年金給付義務に関連して、財務諸表上、リスクを含む経済的な特性が財務諸表に忠実に表現され、利用者に目的適合的な情報が提供されているかが重要となる。
4. 5 か国の会計基準設定主体（カナダ会計基準審議会（AcSB）、ドイツ会計基準委員会（DRSC）、企業会計基準委員会（ASBJ）、英国財務報告評議会（FRC）、米国財務会計基準審議会（FASB））により構成されたワーキング・グループでは、混合型制度における年金会計に関するガイダンスの必要性について以下の調査を行っている。
 - (1) 各法域に混合型制度があるか。また、共通した課題があるか。
 - (2) 既存の会計基準は、混合型制度を適切に処理できるか。また、既存の会計基準について改善し得る点が識別されているか。
5. 当該調査結果を国際会計基準審議会（IASB）及び各国の会計基準設定主体と共有するために、ASAF 会議においてカナダ AcSB により報告が行われる予定である。

ワーキング・グループによる調査の概要

6. 調査の概要は以下のとおりである。

(1) 5か国の会計基準設定主体は、2016年上半期から調査を開始した。

- ① 25の監査法人及びコンサルティング会社から情報を入手し、分析を行った。
- ② 混合型制度を含む年金負債について、制度の特徴及び普及状況、制度への制度運営者が直面するリスク、規制環境、会計処理の困難さの観点から包括的に調査した。

(2) 当該調査においては、混合型制度に焦点を当てた分析を行った。特に、複数の法域で存在する制度について類似点と相違点を特定し課題を識別した上で、現行の会計実務（IFRS及び自国基準）と照らして混合型の制度の経済的な特性をより表す会計処理を模索した。

(3) 5か国において見受けられた混合型制度は、以下のとおりである。

種類	制度の概要
リスク分担型制度 (事後的に労使でリスク分担する制度)	積立不足が発生した場合、あらかじめ労使で定めた計画に基づき、掛金や給付の額を調整する。
リスク分担型制度	将来積立不足が発生するリスクを測定し、あらかじめ労使で合意され設定された掛金でカバーできない場合、給付の調整が行われる。
キャッシュ・バランス・プラン	拠出付与額と指標に基づく利率による利息付与額を仮想個人勘定に付与することで給付額が決定される。
証券連動型制度 (Security-linked plan)	掛金拠出額とあらかじめ設定された指標により算出される収益クレジット（最低保証付き）の合計で給付額が決定される。

調査における検討

7. 2015年11月に開催されたIASBボード会議のアジェンダ・ペーパー15Bで示されたモデルのレビューを行い、当該アジェンダ・ペーパーで示されたモデルを含む以下の方法が提案されている。

(1) 拠出ベース約定から保証要素・リスク要素を分離する方法

拠出ベース約定を確定拠出の要素と保証リターン・リスクの要素に分離し、保証リターン・リスクの要素を別途測定する。このアプローチには次のような方法がある。

- ① 2008年にIASBより公表されたディスカッション・ペーパーの開発過程で検討が行われたモデル¹
- ② IFRIC 解釈指針案 D9「拠出金又は名目的拠出金に係る約定収益がある従業員給付制度」で提案されたモデル²

(2) 制度運営者がリスクを吸収する可能性を会計処理の決定要因とする方法

制度運営者がリスクを吸収する可能性をもとに、確定拠出制度として取り扱うか、確定給付制度として取り扱うかを決定する³。

(3) 特定の測定方法を開発する。

例えば、資産のリターンに連動する給付と連動しない給付に区分し、前者に係る負債は関連する資産のリターンにより割引を行い、後者に係る負債は制度の買取額（他の当事者への負債の移転額）により測定する。

(4) 保証に重点を置く方法

保証を定義し、保証の約定について別途測定する。

(5) 測定手法に柔軟性を持たせる方法

予測単位積増方式の適用に柔軟性をもたせて一定の調整を認める、又は、予測単位積増方式の代替的手法を検討する。

¹ 分離した保証リターンの要素をオプションの価格決定方法等を用いて公正価値で測定するものである。単一の義務を複数の測定基礎を用いて測定することとなるほか、会計上の裁量の機会を生じさせる可能性があるため棄却されている。

² 変動リターンに基づく給付を基礎となる参照資産の公正価値で測定し、固定リターンに基づく給付を予測単位積増方式（現行のIAS第19号「従業員給付」の方法）で測定するモデルである。会計上の裁量の機会及び費用対効果の観点で適切な適用範囲についての結論を導き出すことができなかった。このモデルは、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）の研究・プロジェクトでも焦点が当てられている。

³ 実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」と同様のアプローチと考えられる。

(6) 履行価値アプローチ

IFRS 第 17 号「保険契約」で使用されるビルディング・ブロック・モデルを参考に、キャッシュ・フローの特性（基礎となる参照資産への依存性）を反映した割引率を使用する。

(7) 純粋な金融リスクを表すリスク分担に係る約定の影響を純額で測定する方法

リスク分担型の制度においては、資産の期待収益を反映するためにデリバティブを用いる場合など、年金資産と退職給付債務の総額ではなく純額で管理を行うことが効果的な場合がある。純額ベースで管理できる金融リスクは純額で測定し、その他のリスクは従来どおり債務に反映する。

8. アジェンダ・ペーパーでは、前項(1)「拠出ベース約定から保証要素・リスク要素を分離する方法」及び前項(4)「保証に重点を置く方法」についてさらなる検討を行うことが提案されている。また、前項(3)「特定の測定方法を開発する方法」についても一般的なアイデアとして考えられるとされている。

IFASS 会議参加者からのフィードバック

9. 2017 年 9 月に開催された会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）会議の参加者からは、以下のようなフィードバックがあった。
- (1) 伝統的な確定給付制度が減少していること、確定給付制度への新規加入を停止したうえで確定拠出制度又は混合型制度に移行していることについて、複数の IFASS 会議参加者から報告があった。
- (2) 混合型制度の会計処理の更なるガイダンスの必要性について以下のような提案やコメントがあった。
- ① IAS 第 19 号「従業員給付」（以下「IAS 第 19 号」という。）に対してガイダンスを追加すること、又はガイダンスを変更する必要があるが、その前に課題を明確化すべきである（例えば、測定目的や分離の目的について解決を試みる。）。
- ② 確定拠出制度の処理に一部処理を追加する（DC+）又は確定給付制度の処理から一部処理を削減する（DB-）ような現実的なアプローチを試みるべきである。

アジェンダ・ペーパーにおける提案

10. アジェンダ・ペーパーでは、IASB が 5 か国による現時点までの調査結果⁴を検討し、実行可能性の調査研究の観点からリサーチ・パイプラインにある「資産のリターンに依存する年金給付」プロジェクトに追加するか、混合型制度を重視することを扱う別個のプロジェクトとして取り上げることを検討すべきとの提案が行われている。
11. また、ワーキング・グループでは、今後の活動として以下が予定されている。
 - (1) 調査を IFASS に参加している他の法域に拡大したうえで、収集したデータの要約・分析の実施
 - (2) 財務諸表利用者及び複数の法域の学識経験者に対するアウトリーチの実施
 - (3) 関連する活動についての継続的なモニタリング

ASAF メンバーへの質問事項

12. ASAF メンバーへの質問事項は、次の 4 つである。
 - (1) 混合型制度の進展を反映して最近行った基準開発はあるか。
 - (2) 混合型制度に関する我々の調査はメリットがあると考えるか。ない場合、それはなぜか。
 - (3) ワーキング・グループの提案（本資料の第 10 項参照）に同意するか。
 - (4) 今後の活動（本資料の第 11 項参照）に同意するか。また、今後の活動について追加の提案はあるか。

ASAF 会議での発言案

13. ASAF 会議においては、本資料の第 10 項に記載したカナダ AcSB の提案に同意した上で、以下の追加の提案について発言を行うことが考えられる。

⁴ 5 か国による調査は完了していないが、混合型制度の会計処理に関するガイダンスに対するニーズへの対応を支援するための情報を提供し、この領域における会計基準設定主体による行動を促すために他のメンバーに着目してもらう程度には調査は十分に完了しているとされている。

- (1) IASB は、リサーチ・パイプラインにおいて「資産のリターンに依存する年金給付」のみを対象としてリサーチを行っているが、IAS 第 19 号が 2013 年 1 月から適用されて一定の期間が経過していることに鑑みると、まず、IAS 第 19 号の適用後レビュー（PIR）を実施し、確定給付制度も含め広く課題を調査する方が、資産に係る収益に依存する年金給付に係る測定上の問題を解決する上でも有用であると考ええる。

なお、混合型制度に係る年金会計の処理については、10 年以上前から問題提起がなされていながら未だ解決がなされていない状況にあることを踏まえると、比較的難易度が高いと思われるものの、IASB が混合型制度に関するリサーチ活動を積極的に行うことは重要であると考ええる。

- (2) 複数の法域における共通の課題を抽出し、当該情報を IASB にフィードバックすることは、混合型制度についてのガイダンスの効率的かつ効果的な開発に寄与すると考える。

ディスカッション・ポイント

ASAF 会議における発言案について、コメントがあれば頂きたい。

以 上